

貸室における取扱い基準 適用期間：令和4年5月23日(月)～当面の間

◎利用人数の制限

貸室ごとの最大利用人数は、**定員の100%**とします。

ただし、以下の利用については、定員の50%以内とします。

- ・**大声ありのイベント（観客等が通常よりも大きな声量で反復・継続的に声を発することを積極的に推奨するもの）を開催する場合。**

	貸室名	定員数 (通常)		定員50%以下
1階	区民ホール	380	→	190
	(可動席利用)	294	→	147
	ホール半面	100	→	50
	視聴覚室	63	→	31
	陶芸室	32	→	16
	集会室1	18	→	9
	いこい	30	→	15
2階	集会室2	36	→	18
	集会室3	36	→	18
	集会室2・3	72	→	36
	集会室4	36	→	18
	集会室5	12	→	6
	しらかば	18	→	9
	すずらん	13	→	6
	しらかば すずらん	31	→	15
	料理実習室	30	→	15

利用にあたり、以下の対策についてご協力をお願いいたします。

◇3つの密を避ける(密閉・密集・密接)

- ①目安として30分に1回程度・空気の入れ替え
- ②利用人数を最小限に
- ③できるだけ2mの対人距離を確保、また、対面しないように席の配置を工夫する

◇マスクの着用（原則）

- ①他者と身体的距離（2m以上を目安）が取れて会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は求めない
- ②乳幼児（小学校就学前）に対しては、個々の体調を踏まえる必要があることから、身体的距離にかかわらず一律にマスクの着用は求めない

◇手洗いや手指の消毒

◇体調管理の徹底

◇共有部分の消毒

◇利用日ごとの参加者氏名と緊急連絡先を記載した名簿を作成し、1か月間保管